

○事務局長（古屋宏彦君） 事務局長の古屋です。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。したがって、本日、出席議員の中で、年長である<sup>みのや はるゆき</sup>蓑谷春之議員を臨時議長として御紹介いたします。

蓑谷議員、議長席にお着き願います。

（蓑谷議員 議長席へ移動）

○臨時議長（蓑谷春之君） ただいま紹介されました<sup>みのや</sup>蓑谷です。

地方自治法第 107 条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行いますので、よろしく願いをいたします。

開会に先立ちまして、各議員から自己紹介をお願いいたします。

2 番議席から順次、自席にて紹介願います。

○2 番（<sup>こんどうはちろう</sup>近藤八郎君） <sup>こんどうはちろう</sup>近藤八郎でございます。2 期目でございますが、ひとつよろしく願いいたします。所在は錦町であります。

○3 番（<sup>さいとうよしのぶ</sup>斉藤好信君） おはようございます。2 期目の<sup>さいとうよしのぶ</sup>斉藤好信です。またお世話になりますので、よろしく願いいたします。

○4 番（<sup>かすが</sup>春日隆司君） <sup>かすが</sup>春日でございます。2 期目でございます。よろしく願い申し上げます。

○5 番（<sup>なかた</sup>中田豪之助君） おはようございます。上名寄の<sup>なかた</sup>中田です。新人です。どうぞよろしく願いします。

○6 番（<sup>おおにし いさお</sup>大西 功君） おはようございます。<sup>おおにし いさお</sup>大西 功でございます。2 期目でございます。よろしく願いします。

○7 番（<sup>あび こひろまさ</sup>我孫子洋昌君） おはようございます。上名寄の<sup>あび こひろまさ</sup>我孫子洋昌です。2 期目ということになります。よろしく願いいたします。

○8 番（<sup>おぼら</sup>小原仁興君） おはようございます。南町の<sup>おぼら</sup>小原です。新人です。よろしく願いします。

○臨時議長（蓑谷春之君） 最後になりましたけれども、2 期目の<sup>みのや</sup>蓑谷でございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、町長より就任の御挨拶があります。演壇にてお願いいたします。

○町長（谷 一之君） 皆さんおはようございます。

この5月から、「令和」と称する新たな元号が始まるとともに、本町は森林と人の輝く町らしく、新緑が眩いばかりの彩りを見せる季節となりました。

このような折、議員各位には、当選後初の臨時会を開催させていただきましたところ、御多用の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

さて、先般行われました、統一地方選挙に係る下川町議会議員選挙におきまして、町民の囑望と負託を受け、見事当選の栄に浴されました議員各位に対しまして、高い席ではございますが、心よりお祝いを申し上げる次第でございます。

この当選の背景には、議員各位が、下川町の活性化を図ろうとする熱い志と郷土愛はもとより、それぞれの立場で培われてきた多くの活動の評価やお人柄によるものであり、住民の選択の強い意思が伝わってくるところでございます。

そして私もまた、下川町長選挙におきまして、町民の皆様の御支援と御支持を賜り、2期目の当選の栄に浴させていただいたものでございまして、身の引き締まる思いとともに、大変光栄に感じている次第でございます。

今日、本町を取り巻く社会情勢や環境は、時代潮流とともに厳しさを増していることをしっかりと受け止め、直面する様々な地域課題の解決のために、町民の皆さんと豊かなコミュニケーションを図りながら、高い志と使命を抱いて町政運営に当たっていく決意でございまして、私が政策目標としております、住民と行政の協働作業を推進し「幸せ日本一のまち しもかわ」を目指してまいりたいと考えてございます。

議員各位には、今後とも格別なる御指導、御支援を頂きたく、心よりお願い申し上げますとともに、御健勝にて御活躍賜りますことを御祈念申し上げ、就任並びに議会臨時会開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○臨時議長（蓑谷春之君） 次に、執行機関関係者からの自己紹介をお願いします。

副町長から順次、職名と氏名を紹介願います。

○副町長兼森林商工振興課長事務取扱（武田浩喜君） 副町長並びに森林商工振興課長事務取扱の武田でございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○総務課長（田村泰司君） 総務課長の田村でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○政策推進課長（桜木 誠君） 政策推進課長の桜木でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○建設水道課長（小林大生君） 建設水道課長の小林です。よろしく申し上げます。

○保健福祉課長（栗原一清君） 保健福祉課長の栗原くりはらでございます。どうかよろしく願  
いいたします。

○会計管理者兼税務住民課長（中岡健一君） 会計管理者兼税務住民課長の中岡なかおかです。  
どうぞよろしく願います。

○町立下川病院事務長（堀北忠克君） 町立下川病院事務長の堀北ほりきたです。よろしく願  
います。

○あけぼの園長（平野好宏君） あけぼの園長の平野ひらのです。よろしく願  
いいたします。

○山びこ学園長（中澤利紀君） 山びこ学園、園長の中澤なかざわでございます。よろしく願  
いいたします。

○教育長（松野尾道雄君） 教育長兼公民館長を務めております松野尾道雄まつのおみちおでございます。  
どうぞよろしく願  
いいたします。

○教育課長（今井真司君） 教育課長の今井いまいです。よろしく願  
いいたします。

○農務課長兼農業委員会事務局長（市田尚之君） 農務課長兼農業委員会事務局長の市田いちた  
です。どうぞよろしく願  
いいたします。

○農業委員会会長（武藤昭広君） 農業委員会会長の武藤むとうです。どうぞよろしく願  
い  
いたします。

○選挙管理委員会委員長（山田耕一郎君） 選挙管理委員会委員長の山田やまだでございます。  
よろしく願  
い  
いたします。

○臨時議長（蓑谷春之君） 以上で自己紹介を終わります。

○事務局長（古屋宏彦君） 皆様に御連絡いたします。本日、午後 1 時 15 分から、議場  
におきまして、議員並びに町長、特別職の集合写真を撮影いたしますので、午後 1 時 10  
分までに参集されますようお願いいたします。

○臨時議長（蓑谷春之君） ここで、執行機関関係者の皆様は、退場願  
います。

（執行機関関係者 退場）

---

○臨時議長（蓑谷春之君） ただいまから、令和元年第4回下川町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、8名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配布のとおりです。

---

○臨時議長（蓑谷春之君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

---

○臨時議長（蓑谷春之君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、臨時議長において、2番 近藤八郎 議員及び3番 斉藤好信 議員を指名します。

---

○臨時議長（蓑谷春之君） 日程第3 選挙第1号「議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○臨時議長（蓑谷春之君） ただいまの出席議員数は、8名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、立会人は2名以上となっておりますので、4番 春日隆司 議員及び5番 中田豪之助 議員を指名いたします。

次に、投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○臨時議長（蓑谷春之君） 投票用紙の配布もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（蓑谷春之君） 配布もれなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○臨時議長（蓑谷春之君） 異常なしと認めます。

投票方法について、念のため申し上げます。  
投票は単記無記名です。  
記載を始めてください。

(投票用紙記載)

- 臨時議長（蓑谷春之君） ただいまから投票を行います。  
議席番号2番から順に投票をお願いいたします。

(投票)

- 臨時議長（蓑谷春之君） 投票もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 臨時議長（蓑谷春之君） 投票もれなしと認め、投票を終わります。  
次に、開票を行います。  
4番 春日隆司 議員及び5番 中田豪之助 議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

- 臨時議長（蓑谷春之君） 選挙の結果を報告いたします。  
投票総数8票。  
そのうち、有効投票8票です。  
有効投票のうち、近藤八郎 議員、8票。  
以上のとおりです。  
この選挙の法定得票数は2票です。  
したがって、近藤八郎 議員が、議長に当選されました。  
ここで、議場の出入口を開きます。

(議場開場)

- 臨時議長（蓑谷春之君） ただいま当選されました、近藤八郎 議員が、議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。  
これで臨時議長の職務は全て終了しました。御協力ありがとうございました。

- 事務局長（古屋宏彦君） それでは、近藤八郎 議長、議長席にお着き願います。

(近藤議長、議長席へ移動)

○事務局長（古屋宏彦君） では、近藤議長から御挨拶を頂きたいと思います。

○議長（近藤八郎君） それでは、就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

この度、議員各位の御支援、御支持を受けまして、議長に選出されました。心より厚くお礼を申し上げたいと思います。

今後は、より円滑な議会運営に誠心誠意努力してまいりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、私は、この度の選挙戦の期間中でも訴えてまいりましたが、議会の活性化、住民に開かれた議会、執行部のチェック機関としての議会、取り分け議会や議員の使命は、執行部からの提案に対して、適正で公正妥当な結論を見いだして決定することだと思っております。それと同時に、議会側からもより良い町政発展のために提案、提言を発信することも必要だと思っております。

このことは、住民の声をいかに町政に反映させるかという上からも重要な点でございます。学び続ける議会、議論し続ける議会、そして議員は常に執行機関と一歩離れ、二歩離れない姿勢、私の最も意識する言葉でもございます。

行政に対する一般質問、委員会での質疑、討論、行政視察、あるいは議会だより、そして住民との意見交換会など、常に内容の点検を行いながら進んでいくことが、私ども議会、議員に期待される役割を確実に向上させていくことだと思っております。

二元代表制の中、議会と執行部は車の両輪に例えられておりますが、議員と事務局職員が「チーム議会」として、お互いに力を合わせながら、町の発展と住民の幸せのために努力していかねばならない共通認識を申し上げ、就任の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

---

○議長（近藤八郎君） それでは早速議事に入ります。

日程第4 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第5 選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉じます。

（議場閉鎖）

○議長（近藤八郎君） ただいまの出席議員数は、8名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条の規定により、立会人は2名以上となっておりますので、6番 大西 功 議員及び7番 我孫子洋昌 議員を指名いたします。

次に、投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

○議長（近藤八郎君） 投票用紙の配布もれはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 配布もれなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（近藤八郎君） 異常なしと認めます。

投票方法について、念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

それでは記載を始めてください。

（投票用紙記載）

○議長（近藤八郎君） ただいまから投票を行います。

議席番号1番から順に投票をお願いいたします。

（投票）

○議長（近藤八郎君） 投票もれはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 投票もれなしと認め、投票を終わります。

次に、開票を行います。

6番 大西 功 議員及び7番 我孫子洋昌 議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（近藤八郎君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 8 票。

そのうち、有効投票 8 票です。

有効投票のうち、斉藤議員、5 票。春日議員、3 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票です。

したがいまして、斉藤議員が、副議長に当選されました。

ここで、議場の出入口を開きます。

(議場開場)

○議長（近藤八郎君） ただいま当選されました、斉藤議員が、議場におりますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

ここで、副議長に当選されました、斉藤議員より、就任の御挨拶をお願いいたします。

○事務局長（古屋宏彦君） 斉藤副議長、演壇にてお願いいたします。

○副議長（斉藤好信君） ただいま議員各位の御支持により、副議長の選挙で当選しました斉藤です。

私がこれから進めたいのは、議会の活性化ももちろんですが、下川町の発展、そして何よりも町民に利益をもたらす…そういう行政を行っていききたいというふうに思っています。

また、近藤八郎議長をサポートしながら、先ほど議長も申しましたが、チーム議会として、町の発展、または議会の活性化に向けてやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 6 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長が定めることになっておりますので、抽選により行います。なお、会議規則等運用例第 12 条の規定により、議長の議席は最終番の 8 番、副議長の議席は 1 番になりますので、御了承願います。

抽選方法は、はじめに、くじを引く順番の抽選を行います。

(くじを引く順番の抽選)

○議長（近藤八郎君） くじを引く順番が決まりましたので、次に、議席の抽選を行います。

(抽 選)

○事務局長（古屋宏彦君） それでは、議席番号 1 番は斉藤副議長です。

議席番号 2 番、中田議員です。

議席番号 3 番、大西議員です。  
議席番号 4 番、春日議員です。  
議席番号 5 番、我孫子議員です。  
議席番号 6 番、蓑谷議員です。  
議席番号 7 番、小原議員です。  
8 番は、近藤議長ということになります。  
以上です。

○議長（近藤八郎君） それでは、議席が決定されましたので、この後、指定の議席に移動をお願いいたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 7 総務産業常任委員会委員の選任を行います。  
常任委員の選任については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、  
1 番 斉藤議員。  
2 番 中田議員。  
3 番 大西議員。  
4 番 春日議員。  
5 番 我孫子議員。  
6 番 蓑谷議員。  
7 番 小原議員。  
8 番 近藤議員。  
以上のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。  
したがって、ただいま指名したとおり、常任委員に選任することに決定いたしました。  
お諮りいたします。  
議長の常任委員辞任についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに、  
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。  
したがって、議長の常任委員辞任についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題と  
することに決定いたしました。  
本案につきましては、地方自治法第 117 条の規定により、議長が除斥となりますので退  
席し、副議長に交代いたします。

（議長退場）

○事務局長（古屋宏彦君） 齊藤副議長、議長席にお着き願います。

○副議長（齊藤好信君） 追加日程第1 議長の常任委員辞任についてを議題といたします。

議長につきましては、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を考慮するとき、委員として所属することは適当ではないとの理由によって、常任委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（齊藤好信君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員辞任については、許可することを決定いたしました。

ここで、近藤議長の除斥を解きます。

（議長入場）

○議長（近藤八郎君） 次に、総務産業常任委員会の委員長及び副委員長を選出させていただきます。

ここで、正副委員長が選出されるまでの間、休憩といたします。

○事務局長（古屋宏彦君） お知らせいたします。

常任委員は、応接室にお集まり願います。

休 憩 午前10時46分

---

再 開 午前10時55分

○議長（近藤八郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務産業常任委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。

委員長には、3番 大西議員。

副委員長には、7番 小原議員。

以上のとおり決定いたしました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第8 議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、

1番 齊藤議員。

2番 中田議員。

- 3 番 大西議員。  
4 番 春日議員。  
5 番 我孫子議員。  
6 番 蓑谷議員。  
7 番 小原議員。

以上のとおり、指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長を選出していただきます。

ここで、正副委員長が選出されるまでの間、休憩といたします。

○事務局長(古屋宏彦君) お知らせいたします。

議会運営委員は、応接室にお集まり願います。

休 憩 午前10時57分

---

再 開 午前11時14分

○議長(近藤八郎君) それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。

委員長には、5番 我孫子議員。

副委員長には、2番 中田議員。

以上のとおり決定いたしました

---

○議長(近藤八郎君) 日程第9 選挙第3号「名寄地区衛生施設事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いをします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。  
御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

名寄地区衛生施設事務組合議会議員に、

1番 斉藤議員。

6番 蓑谷議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました、斉藤議員、蓑谷議員を、名寄地区衛生施設事務組合議会議員の当選人とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。

したがって、斉藤議員、蓑谷議員が、名寄地区衛生施設事務組合議会議員に当選されました。

当選されました、斉藤議員、蓑谷議員が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

○議長(近藤八郎君) 日程第10 選挙第4号「上川北部消防事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

上川北部消防事務組合議会議員に、

3 番 大西議員。

8 番 近藤議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました、大西議員、近藤議員を、上川北部消防事務組合議会議員の当選人とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。

したがって、大西議員及び近藤議員が、上川北部消防事務組合議会議員に当選されました。

当選されました、大西議員、近藤議員が議場におりますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、午後 3 時まで休憩といたします。

○事務局長(古屋宏彦君) 皆様に御連絡いたします。午後 1 時 15 分から、議場におきまして、議員並びに町長、特別職の集合写真を撮影いたします。午後 1 時 10 分をめぐりにお集まりいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

---

休 憩 午前 1 時 1 7 分

---

再 開 午後 3 時

---

○議長(近藤八郎君) それでは、休憩を解き、本会議を再開いたします。

日程第 11 承認第 1 号「専決処分(第 1 号)の承認を求めることについて」及び日程第 12 承認第 2 号「専決処分(第 2 号)の承認を求めることについて」を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷 一之君) 承認第 1 号 専決処分(第 1 号)の承認を求めることについて及び承認第 2 号 専決処分(第 2 号)の承認を求めることについては、関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、国の平成 31 年度税制改革の大綱に基づき、地方税法等の関係法令の改正がなされ、平成 31 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、改正を必要とする「下川町税条例等の一部を改正する条例」及び「下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につ

いて、平成 31 年 3 月 29 日をもって専決処分としたものであります。

税条例の主な改正の内容を申し上げますと、「個人住民税の非課税措置の拡大」「ふるさと納税制度の見直し」「住宅ローン控除の拡充」「自動車車体課税見直しに伴う軽自動車税の環境性能割の軽減、種別割のグリーン化特例の見直し」などについて定めるものであります。

また、国民健康保険税条例の主な改正の内容につきましては、基礎課税額の課税限度額の引き上げ及び低所得者に対する保険税の軽減措置について拡充を図るものであります。

ここに議会に御報告申し上げ、その承認を求めるものでありますので、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（中岡健一君） それでは、承認第 1 号 専決処分（第 1 号）の下川町税条例等の一部を改正する条例及び承認第 2 号 専決処分（第 2 号）の下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

まずは、今回の地方税法改正の概要につきまして、お配りしております承認第 1 号説明資料の 1 ページ目、地方税法等の一部を改正する法律の概要によりまして、説明させていただきます。なお、改正法等の条例の専決処分が 3 月中に行われていることから、資料及び説明の元号につきましては平成で説明させていただきます。

まず、個人住民税におきましては、ふるさと納税制度が見直されております。

ふるさと納税の対象を、返戻品の返礼割合を 3 割以下とする。また、返戻品を地場産品とする等の基準を満たし、総務大臣の指定を受けた地方団体に対するものと見直されております。

次に、住宅ローン控除の期間延長であります。

所得税の住宅ローン控除の延長に伴いまして、個人住民税からの控除につきましても期間延長されるものであります。

次に、個人住民税の非課税措置であります。児童扶養手当を受給されている前年所得 135 万円以下のひとり親に対し、個人住民税を非課税とするものであります。

続いて、固定資産税におきましては、課税方に基づく高規格堤防整備に伴う建替え家屋の税額の減額措置が創設されております。

また、熊本地震による被災住宅用地に係る課税標準の特例措置が、2 年間延長されたものであります。

続いて、軽自動車税におきましては、環境性能割の導入を契機に、軽減課税…いわゆるグリーン化特例につきまして、対象を自家用乗用車の電気自動車等に限定するものであります。ただし、消費税引上げに配慮いたしまして、現行制度を 2 年間延長した上で、平成 33 年 4 月 1 日以降に登録を受けた自家用乗用車から適用するものであります。

2 ページ目をお開き願います。

消費税引上げに伴う対応といたしまして、平成 31 年 10 月 1 日から 1 年間の間に取得した軽自動車の自家用乗用車につきまして、環境性能割の税率を 1%軽減するものであります。

す。

それでは、今回の条例改正内容につきまして、資料3ページ目からの下川町税条例の一部を改正する条例の概要につきまして、説明させていただきます。

なお、今回の改正につきましては、未施行規定の改正、未来施行に係る以前の一部改正条例の改正も伴いますため、第1条から第5条までの条建てで改正しております。

はじめに、第1条関係、(1)町民税の1番、3番及び4番につきましては、寄附金の対象を、先ほど説明いたしました…総務大臣の指定した地方公共団体の寄附とするものであります。施行日は平成31年6月1日であります。

2番につきまして、住宅借入金特別控除を2年間延長するものでありまして、施行日は平成31年4月1日であります。

続きまして、(2)固定資産税、1番につきましては、高規格堤防整備に伴う建替え住宅の税額の5年間減額措置について。

2番につきましては、熊本地震による被災住宅用地に係る課税標準の特例措置を2年間延長する規定を盛り込むものであります。施行日は平成31年4月1日であります。

続きまして、(3)軽自動車税につきましては、グリーン化特例につきまして、第1条から第3条において3段階で改正するものでありまして、第1条におきましては、登録から10年以上経った軽自動車に係る重課税…いわゆる重課を、平成31年度に限ったものとして、平成29年度の軽減課税…いわゆる軽減の規定を削除するものであります。施行日は平成31年4月1日であります。

次に、4ページ目をお開き願います。

第2条関係、(1)町民税の1番につきましては、申告書記載事項の簡素化について。

2番、3番につきましては、単身児童扶養者の扶養親族申告書記載事項に追加を行うものであります。施行日は平成32年1月1日であります。

続きまして、(2)軽自動車税の1番につきましては、平成31年10月1日から1年間の間…これは特定期間といいますが、その期間内に取得した環境性能割1%適用の自家用乗用車に限り、環境性能割を非課税とするものであります。

また、2番につきましては、同じく特定期間内に取得した環境性能割2%適用の自家用乗用車に限り、税率を1%とするものであります。

3番につきましては、グリーン化特例の2段階目の改正でありまして、重課の規定を整備し、平成32年、33年度分の軽減を新設するもの…言わば2年間、期間を延長するものであります。施行日は平成31年10月1日であります。

次に、第3条関係、(1)町民税につきましては、児童扶養手当を受給されているひとり親の個人住民税非課税措置の対象への追加であります。施行日は平成33年1月1日であります。

続きまして、(2)軽自動車税につきましては、グリーン化特例の3段階目の改正でありまして、平成34年、35年度分の軽減対象を自家用乗用車の電気自動車等に限って新設するものであります。施行日は平成33年4月1日であります。

次に、5ページ目であります。

第4条関係、(1)軽自動車税につきましては、下川町税条例等の一部を改正する条例、これは平成28年の下川町条例第18号であります。これを今回の改正に対応するよう改

正するものであります。施行日は平成 31 年 4 月 1 日であります。

次に、第 5 条関係、(1)町民税につきましては、下川町税条例等の一部を改正する条例、これにつきましては平成 30 年の下川町条例第 9 号であります。これにおきまして改正され、平成 32 年 4 月 1 日から施行されます大法人の確定申告の電子申告義務化に係ります非常時の宥恕措置等の規定を追加するものであります。施行日は平成 31 年 4 月 1 日であります。

6 ページ以降につきましては、新旧対照表となっております。

続きまして、承認第 2 号の下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、お配りしております承認第 2 号説明資料、下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要によりまして、説明させていただきます。

まず、1 番、限度額の引き上げであります。基礎課税額の限度額を 3 万円引き上げて 61 万円とするものであります。

2 番につきましては、低所得者に対する均等割、平等割の軽減措置の拡充でありまして、軽減基準額算定に係ります被扶養者等一人当たりの金額を、5 割軽減につきましては 5,000 円引き上げ 28 万円とし、2 割軽減につきましては 1 万円引き上げ 51 万円とするものであります。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま町長から提案理由及び担当課長から詳細の説明がりましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） まず、1 号の方から質問をさせていただきます。

ふるさと納税の制度の見直しでございます。

例えばでございますけど、1 万円を寄附しますと、返戻品は 3 割まで良いと、それから地場産品であると、これらが変わったことかなと思うんですが、地場産品の定義ですね…例えば下川で生産される農産物が隣の町で加工されると、そして隣の町のお店で売られていくと…これは地場産品という定義に当てはまるのかどうか、どういうものが地場産品なのか質問いたします。

それから、概要の説明で、指定するという中で、1 枚目の説明資料には地方団体、2 枚目では地方公共団体…地方団体と地方公共団体と何がどう違うのでしょうか。

その 2 点について質問させていただきます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

桜木政策推進課長。

○政策推進課長（桜木 誠君） それでは、ただいまの春日議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、地場産品の定義でございますが、先ほど春日議員が申されましたとおり、自治体の区域内で生産、提供されるもの…これはサービスなども含まれますが、そのほかに今回の改正では、類似するものということで新たに定義づけされてございます。

これにつきましては、これまで各自治体でも特産品が少ない自治体がございますので、そういうところにも配慮されまして、今回の改正では、例えば原材料は下川町内で生産されますが、それを他所の地区で…例えばアイスクリームとか乳製品…こういうように加工されたものについても承認されるということになってございます。

そのほかにも、例えば下川町内で生産されたお米…これを他地域で生産されたものとブレンドしたブレンド米…こういうものも承認されることとなってございます。

今回は、この類似するものというところが新たに定義づけされたところでございます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 地方団体と地方公共団体の違いの説明は。  
武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） 大変申し訳ございません。ちょっと今…手元にございませんで、調べさせていただいてお知らせしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時16分

---

再 開 午後 3時39分

○議長（近藤八郎君） 休憩を解き、会議を再開いたします。  
答弁を求めます。  
中岡税務住民課長。

○税務住民課長（中岡健一君） 申し訳ありませんでした。

地方団体と地方公共団体の違いであります。地方税法上では地方団体ということでありまして、これにつきましては、道府県または市町村をいうということで、地方税法上では地方団体という呼び方をしております。なお、2枚目の資料につきましては、地方公共団体と書いてありますが、それにつきましては間違いでございました。失礼いたしました。

○議長（近藤八郎君） ただいま答弁ありましたけども、よろしいですか。  
4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 前後しましたけども、地方団体とは…例えば農協だとか森林組合…そういうのも地方団体に入るのかなということで、そういうところがふるさと納税の寄附を受ける団体になったのかなということが質問の趣旨でございました。税法上、地方団

体ということで、市町村…そういうところにしか寄附できないということで理解しました。

それから、特産品についても、下川だけで生産するのではなくて、隣の町とか…地元の原材料を他の所で加工したもの…そういうものは特産品になるということで承知をしました。

質問を続けさせていただきます。

2号の方なのですが、国民健康保険税の改正でございます。

国民健康保険税…納付しているところでございますが、納める額の限度額が58万円が61万円になった、低所得者については軽減措置があるということなのですが、国民健康保険に加入されている世帯というのは下川町に何世帯あるんでしょうか。

それと、限度額61万円ですか…これをオーバーしている世帯、限度額に達している世帯は何世帯下川町にあるのでしょうか。

さらに、低所得者で軽減措置を受けている世帯、これが何世帯あるんでしょうか。

最後に、改正されることによって、町民への影響ですね…どのような影響があるのかわいのか…あるとするならば、どのような影響があるのか。

その4点、質問させていただきます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

栗原保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 私の方からは、世帯の数をお答えしたいと思います。

4月末現在なんですけども、国民健康保険の世帯については、563世帯でございます。

そして、軽減されている世帯でございますけども、これは平成30年度になりますけども、7割軽減については210世帯、5割軽減につきましては103世帯、2割軽減につきましては68世帯、合わせて381世帯が保険税の軽減を受けているところでございます。

明確な数字につきましては、保険税の担当ではないので…ちょっとあれではございますけども…その軽減した保険税に関しては、国の財政措置がありまして、交付税措置の中で国民健康保険の基盤安定の財政調整の中で、軽減された世帯の保険税の軽減額については、国、道で補填していただけるようなかたちになっておりますので、私の方からは世帯と、財政措置があるということの回答をさせていただきます。

町民の方については、軽減については…入ってはこないんですけども、財政措置があるということで御理解いただければなと思っております。

○議長（近藤八郎君） 中岡税務住民課長。

○税務住民課長（中岡健一君） 30年度であります、限度額に達している世帯につきましては、34世帯であります。

改正による限度額に満たなくなる世帯については、2世帯というシュミレーションになっておりまして、そのため、実際32戸ほどはそのまま…61万円になっても限度額は超えたままということでありまして、単純にいけますと…その32世帯が3万円増えるという

ことで約 90 万円…税額が増えるというかたちになります。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。  
これから、承認第 1 号を採決します。  
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。  
したがって、承認第 1 号は、承認することに決定いたしました。  
次に、承認第 2 号を採決します。  
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。  
したがって、承認第 2 号は、承認することに決定いたしました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 13 同意第 1 号「下川町監査委員の選任」を議題としま

す。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 同意第 1 号 下川町監査委員の選任について、提案理由を申し上げ

ます。  
本案につきましては、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、人格が高潔で、地方公

共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有する者の選任について同意を求めるもので、高橋水哉<sup>たかはしゆきちか</sup>氏を選任いたしたく提案した次第でございます。

高橋氏は、昭和 21 年 1 月 3 日生まれ、73 歳で、昭和 39 年に下川町役場へ奉職され、あけぼの園長、保健福祉課長、農務課長などを歴任されております。

また、平成 27 年 5 月から監査委員としてその職責を果たされており、その識見、手腕は申し分なく、豊富な経験から監査職務の執行には最適任者であることから、監査委員として再任するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、同意第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、同意第 1 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 14 同意第 2 号「下川町監査委員の選任」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 同意第 2 号 下川町監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有する者の選任について同意を求めるもので、宮澤清士<sup>みやざわきよし</sup> 氏を選任いたしたく提案した次第であります。

宮澤氏は、昭和 25 年 3 月 26 日生まれ、69 歳で、平成 19 年に下川町議会議員として初当選され、以来 3 期 12 年の長きにわたり在職されております。この間、副議長などを務められ、卓越した手腕を発揮し、地方自治の伸展と地域振興に寄与され、多大な御功績を残されたところであります。

また、平成 27 年 5 月から議選監査委員としてその職責を果たされており、その識見、手腕は申し分なく、豊富な経験から監査職務の執行には最適任者であることから、監査委員として再任するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、同意第 2 号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○議長（近藤八郎君） ただいま、我孫子議員ほか6名から、発議第1号「議会広聴広報特別委員会の設置に関する決議」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2 発議第1号「議会広聴広報特別委員会の設置に関する決議」を議題とします。

事務局に発議第1号を配布させます。

（発議第1号 配布）

○議長（近藤八郎君） 本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員、5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） ただいま提案いたしました、発議第1号 議会広聴広報特別委員会の設置に関する決議について、会議規則第14条の規定により提出いたします。

この特別委員会の名称を「議会広聴広報特別委員会」とし、設置根拠は「地方自治法第109条及び下川町議会委員会条例第5条」となっております。

この特別委員会の設置の目的は「議会広聴及び議会広報に関する調査・研究、編集並びに発行に関すること」としております。

この特別委員会の委員定数は「7名」としており、任期は「令和元年5月10日より令和5年4月30日」までの期間としております。

本委員会について設置を求めたく、発議をいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました、議会広聴広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、

1番 斉藤議員。

2番 中田議員。

3番 大西議員

4番 春日議員。

5番 我孫子議員。

6番 蓑谷議員。

7番 小原議員。

以上のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、議会広聴広報特別委員に選任することに決定いたしました。

次に、特別委員会の委員長及び副委員長を選出していただきます。

ここで、正副委員長が選出されるまでの間、休憩といたします。

○事務局長（古屋宏彦君） お知らせいたします。

特別委員は、応接室にお集まり願います。

休 憩 午後 3時56分

---

再 開 午後 4 時 1 分

○議長（近藤八郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。  
議会広聴広報特別委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告します。  
委員長には、2 番 中田議員。  
副委員長には、7 番 小原議員。  
以上のおおりに、決定いたしました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 15 議員の派遣についてを議題とします。  
お諮りします。  
本町の重要懸案事項要請並びに各種研修会等出席のため、令和元年 5 月 10 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間において、道内、道外の関係機関に議員を派遣することにしたいと思えます。  
これを承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。  
よって、令和元年 5 月 10 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間、議員の派遣について承認されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 16 閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。  
議会運営委員会から、各議会の会期等及び議会運営に関する事項の調査協議の件、議会広聴広報特別委員会からは、議会広報の発行及び調査研究に関する事項の件について、会議規則第 74 条の規定により、閉会中の継続審査として、令和元年 5 月 10 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間、継続審査にしたいとの申し出がありましたが、これを承認することで、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。  
よって、本件については、閉会中の継続審査とし、令和元年 5 月 10 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間、継続審査とすることに決定しました。

---

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了しました。  
これにて、令和元年第 4 回下川町議会臨時会を閉会します。

午後 4 時 3 分 閉会

---

○議長（近藤八郎君）　ここで、町長から御挨拶があります。

○町長（谷　一之君）　令和元年として開会させていただいた第1回議会臨時会に、大変御多用の中、全員の御出席を賜り、誠にありがとうございました。

また、提案させていただいた承認案件、同意案件全てにおきまして、お認めいただいたことに感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

議員各位には、今後とも御指導を賜りますことを心よりお願い申し上げまして、閉会の御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近藤八郎君）　以上をもって、散会します。御苦労さまでした。